

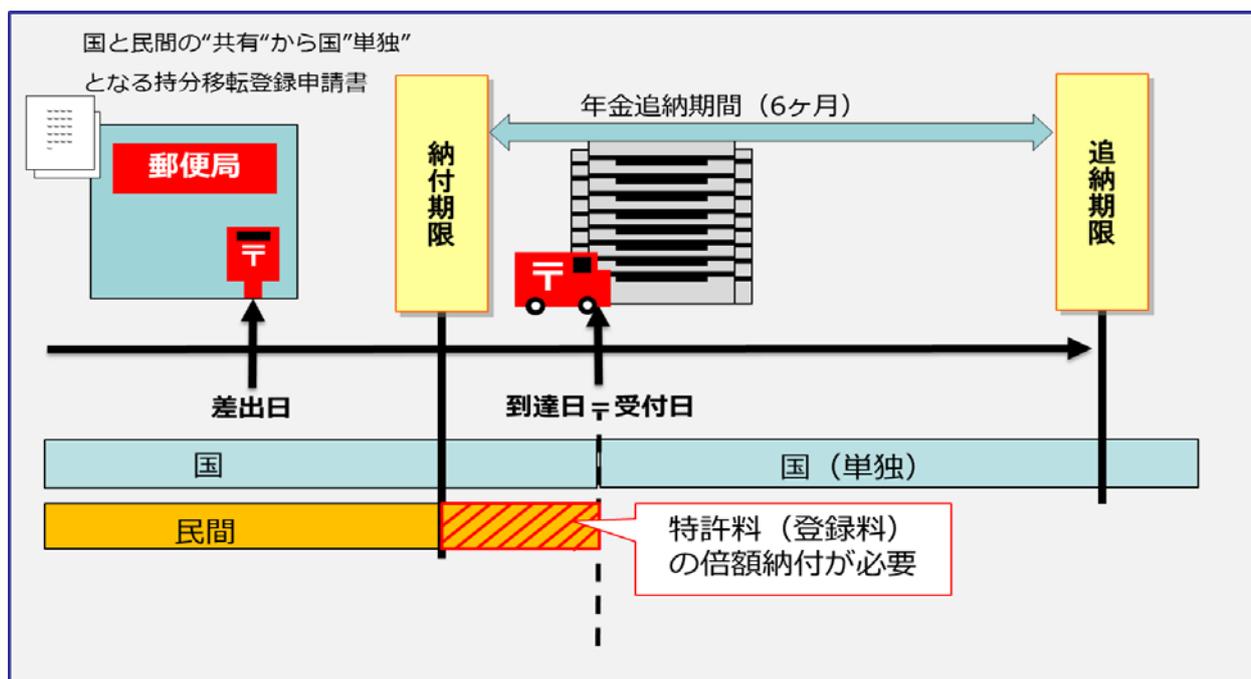
納付期限間近に「国と民間の共有」から「国単独」となる 持分移転登録申請手續をする場合のご注意

平成 31 年 2 月

審査業務課登録室

「国¹と民間の共有」から「国“単独”」となる持分移転登録申請書²を、納付期限間近に郵送されると、特許庁への到達日（受付日）が納付期限後（追納期間）となるため、特許料（登録料）の倍額の納付が必要になります（以下の図をご参照ください）。また、追納期間内に特許料（登録料）の倍額の納付がなされなければ、持分移転登録申請書は手続却下処分となります。納付期限前のゆとりをもった手續をお願いいたします。

※手續期限の定めのない移転登録申請書等は、特許庁に「到達した日」が「受付日」となりますのでご注意ください。



ご不明な点がある場合は、下記担当にお問い合わせください。

[権利の移転等に関する手續について]

特許・実用新案移転担当 内線 2714～2715

意匠・商標移転担当 内線 2716～2717

¹ 「国」とは、①国の行政機関、②国の試験研究機関から権利を譲り受けた認定 TLO、③国みなしの国立大学法人・大学共同利用機関法人・(独)国立高等専門学校機構（以下、国みなしの国立大学法人等という）、④平成 16 年 3 月 31 日時点で特許法施行令に指定されていた独立行政法人等をいいます。

² 国みなしの国立大学法人等と民間との共有の権利の場合、国みなしの国立大学法人等が引き続き特許料（登録料）の免除対象の適用となるのは、持分放棄による持分移転登録申請手續をした場合に限りです。持分譲渡による持分移転登録申請をした場合（他者の持分を承継した場合）は、国みなしの適用除外となり、以後特許料（登録料）納付が必要となりますので、ご注意ください。